

千曲市事業継続力強化計画策定推進事業のご案内

千曲市所在企業の防災・減災対策を後押しします！

本制度では、令和元年東日本台風災害による被害を踏まえ、「いざ」という時に対して、平時からの備えを万全とするため、事業者の皆様の防災・減災対策をお手伝いします。



千曲市内の事業者向け 本事業は千曲市内の事業者さまを対象とした「助成金制度」です。

事業者の事業継続力強化計画の策定を推進し、認定事業者の火災保険に対して助成金を支給します！

【当制度申請の流れ】

事業継続力強化計画の認定



事業継続力強化計画を新規で認定又は更新認定を受けています。

千曲市へ申請



千曲市へ下記書類を提出。
①事業継続力強化計画の認定が確認できる資料
②火災保険証券

助成金の支給

助成金支給条件※を満たしていれば、助成金を事業者へ支給。

助成金の額は、助成対象となる火災保険契約(要水災補償)の合計額に100分の5を乗じた額とし、10万円を限度とする(ただし、助成金の額が千円未満の場合は、対象外となります)。

例) 事業所向け火災保険(年間保険料50万)に加入していた場合、25,000円の助成金を支給。

※支給条件については、4ページを参照

認定を受けていない、火災保険のアドバイスが欲しい事業者は…

- 自治体(千曲市)および支援協力機関にて、認定等の支援をいたします。

▶▶▶ お気軽にご相談ください！

助成対象は、「火災保険に係る保険料」になります。

- 市内の事業所等を対象とする水災補償を含めた建物に係る保険料等
- 市内の事業所等の敷地内を対象とする水災補償を含めた設備・什器等、商品・製品等、及び建物外商品・製品等、建物外設備・什器等に係る保険料等
- 市内の事業所等が損害を受けるなどして、休業または営業が阻害されたことによって生じた損失等の補償に係る保険料等(水災補償が含まれていることを条件とする)

事業継続力強化計画の必要性

「事業継続力強化計画」とは…

中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の加点措置等を受けることができます。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

[連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者]

①計画を
策定し
申請 ↓ ↑ ②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- 補助金（ものづくり補助金等）の**加点措置**
- 中小企業庁HPでの認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



明日起きるかもしれない
自然災害や感染症に備えましょう！

高まる事業リスク

近年、地震や台風等の自然災害が頻発化しており、中小企業・小規模事業者の経営のみならず、サプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼしています。さらに感染症の脅威やサイバー攻撃の急増など、中小企業・小規模事業者の事業の継続に対するリスクは高まっています。

リスクへの備えの重要性

自然災害や感染症、サイバー攻撃などリスクに備えることが中小企業・小規模事業者にとって急務になっています。中小機構では、このようなリスクに備えるため「事業を継続する力」(事業継続力)を強化することをお勧めします。

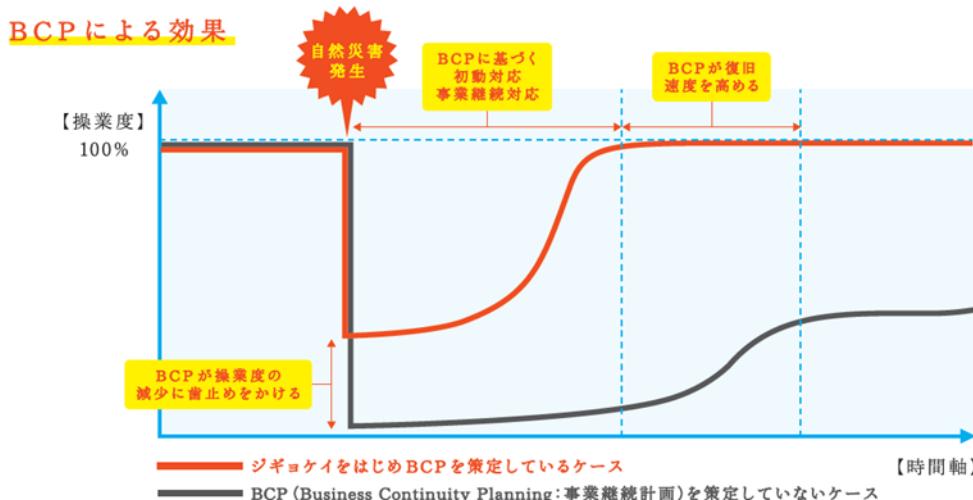
事前対策に重要な4大経営資源

自然災害や感染症などのリスクが発生すると、いわゆる経営資源が毀損します。とくに4大経営資源といわれる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」といった要素が損なわれることが想定されますので、この4つの要素について、いかにして事前に対策を立てておくかが重要になります。

国が認定する事業継続力強化計画を策定しましょう！

大切なことは事業を継続すること

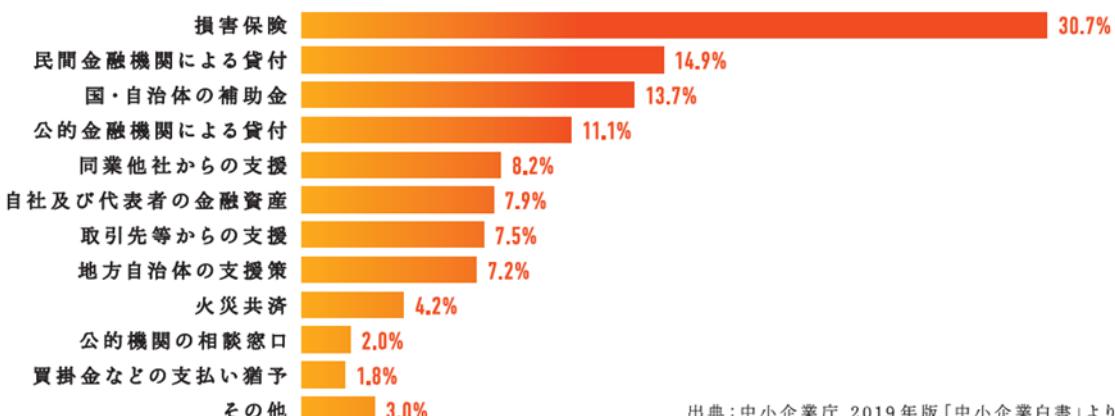
- あなたの事業所が被災しても顧客やサプライチェーンは止まってくれません。損害を最小限に抑え、いち早く事業の復旧を図れるかが運命の分かれ目です。そのためにも、自然災害などに対する事前の対応計画(BCP)を策定しておく必要があります。



内閣府防災担当「事業継続ガイドラインーあらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応ー」2013年8月改定より作成

いち早い復旧のために保険で備える

- 近年、自然災害が頻発する中で、ますます関心が高まっている損害保険。損害保険が被災時の損失を軽減させ、資金面で早期復旧を支えます。実際に被災した中小企業へのアンケートでも、事業の復旧に役立った対策として損害保険が有効であることが明らかになっています。



出典：中小企業庁 2019年版「中小企業白書」より作成

申請のタイミングで、保険の加入検討および加入している内容の見直しをしましょう！
「水災補償が補償されているか」、「保険金額は適切か」、「設備や商品に対して補償は十分か」。

事業継続力強化計画のメリット

- 以下のようなメリットが受けられます。

認定のメリット①認定ロゴマークをHPや名刺などでアピールできます！

認定のメリット②低利融資や信用保証枠の拡大などが受けられます！

認定のメリット③防災・減災設備に対する税制措置が受けられます！

認定のメリット④補助金の加点措置が受けられます！

認定のメリット⑤県・市等からの補助金等の支援が受けられます！

申請の条件

助成金の交付対象となる者(以下「助成事業者」という。)は、市内に事業所等を有する中小企業者及び中小企業団体等で、次の全ての要件を満たすもの。

- (1) 中小企業庁が創設した事業継続力強化計画を策定または更新し、経済産業大臣の認定を受けたもの
※gBizIDプライムの登録が必要になります。gBizIDプライムについては右のQRコードから、経済産業省「ミラサポplus」のホームページ(<https://mirasapo-plus.go.jp/>)をご覧ください。
- (2) 市内の事業所建物、又は当該事業所等敷地内の設備・什器等及び商品・製品等に対する水災補償を含む事業者向け火災保険に加入したもの。または、市内の事業所等が損害を受けるなどして、休業または営業が阻害されたことによって生じた損失等の補償に係る保険に加入したもの(水災補償が含まれていることを条件とする)。

ミラサポplusホームページはこちら



事業の概要

助成金の額

助成金の額は、助成対象となる保険契約の合計額に100分の5を乗じた額とし、10万円を限度とする。ただし、助成金の額が千円未満の場合は、これを助成事業とはしないものとする。

助成対象となる保険契約

- (1) 市内の事業所等を対象とする水災補償を含めた建物に係る保険料等
- (2) 市内の事業所等の敷地内を対象とする水災補償を含めた設備・什器等、商品・製品等、及び建物外商品・製品等、建物外設備・什器等に係る保険料等
- (3) 市内の事業所等が損害を受けるなどして、休業または営業が阻害されたことによって生じた損失等の補償に係る保険料等
(水災補償が含まれていることを条件とする)

留意点

- ・助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、上記に掲げるものの一年分の合計額とする。
なお、助成対象経費に係る保険料を複数年一括払いとしているものにあっては、合計額を当該年数で除した額とする。
- ・保険を複数に分けて、契約している場合については、すべての保険契約を合算して1申請とする。その場合は、水災補償を含めている保険契約が対象となる。
- ・申請は新規策定時と更新時をあわせて、1事業者あたり3回を上限とする。
- ・保険契約は申請時に有効な契約に限ります。
- ・「保険」は、火災保険契約または共済契約を指す。
- ・「水災補償」とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等で受けた損害に対する補償を指す。

Q&A

- 既に事業継続力強化計画の認定を受けている会社は、助成金の対象となるのでしょうか。
→対象外となります。2023年6月1日以降に新規認定した事業者、もしくは2023年6月1日以降に更新認定を受けた事業者が対象となります。
- 事業継続力強化計画(単独型計画)と事業継続力強化計画(連携型計画)のどちらでもよろしいのでしょうか。
→どちらも対象となります。
- 千曲市に本社が無いが、支社や工場が千曲市にある。助成金の対象となるのでしょうか。
→対象となります。ただし、助成金の対象となる火災保険契約は、千曲市に所在する物件に限ります。
- 火災保険契約を複数に分けて契約をしている場合、すべての保険契約を合算して、申請すればよろしいでしょうか。
→ご認識の通りです。ただし、水災を補償していることが条件となりますので、ご注意ください。
- 事業継続力強化計画の認定支援をしてほしい。火災保険の内容が条件を満たしているのか確認をしてほしい。
→ご質問や支援が必要な場合は、千曲市役所産業振興課までお問い合わせください。その際は、千曲市もしくは支援協力機関からご連絡がいく場合がございます。

※このチラシは、千曲市商工業助成制度(事業継続力強化計画策定推進事業)について説明をしたもので

※制度の詳細については、市ホームページ(<https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/sangyoshinko/sangyoshinko/2/8046.html>)をご覧ください。

※本助成制度は、千曲市と千曲商工会議所、戸倉上山田商工会および三井住友海上火災保険株式会社の4者による「SDG推進に関する包括連携協定」を利用して実施しています。

制度の詳細はこちら(市ホームページ)



経済部 産業振興課 企業立地推進係
〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地
電話:026-273-1111 (内線3302)
E-mail:shien@city.chikuma.lg.jp